

高知県人権施策基本方針－第 1 次改定版－平成 30 年度取組状況

令和元年 11 月

高知県文化生活スポーツ部人権課

平成 26 年 3 月に策定した「高知県人権施策基本方針－第 1 次改定版－」は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とし、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「エイズ患者・HIV感染者等、ハンセン病元患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」の 10 の人権課題の解決に向けて、施策を着実に推進していくための基本方針と具体的な取組を定めています。

この取組については、計画の最終年度である「平成 30 年度の目指すべき姿」や数値目標等を「達成目標」として掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理を行っており、「高知県人権施策基本方針－第 1 次改定版－」の計画期間が終了したことから最終年度である平成 30 年度の人権施策の取組状況と 5 か年間を通じた取組実績に関する評価について取りまとめました。

平成 30 年度 of 取組状況

1 平成 30 年度の進捗状況

平成 30 年度に実施した取組は、116 件であり、113 件の取組が「目標を達成」、または「達成に向けて進んだ」でした。

参加者数やアンケート結果等の定量目標を設定し、取り組んだ 53 件のうち、「目標を達成」、または「達成に向けて進んだ」取組は、51 件でした。

また、数値目標を設定することが難しいことから定性的目標を設定し、取り組んだ 63 件のうち 62 件が、「平成 30 年度 of 目指すべき姿」に向け進んだ」でした。

平成 30 年度 of 個別課題ごとの取組状況

1 同和問題

同和問題は人権問題 of 重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた同和問題への正しい理解と認識を深める教育や啓発を実施しました（取組数：28 件）。

* 「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業

・ 講演会の開催（参加者数：285人）

来場者数については、平成29年度は、県民が参加しやすい日曜日に開催しましたが、来場者数の増加には繋がらなかったため、平成30年度は28年度と同様に平日に開催し、来場者数は100名程度増加しました。

講演会で放映した映画は平成5年度に高知県の実話に基づいて制作されたものでしたが、「25年以上も前の材題で時代背景などがわかりにくい」、「現在の感覚とのずれがある」との意見があり、今後の取組として「同和問題」の現状も伝えることも重要です。

様々な人権課題がある中でこの取組は「同和問題」について考える貴重な機会であり、取組を続けていく必要があります。

○ アンケート結果

- ・ 「人権問題への関心や深まり」が「大変深まった」「深まった」が87%
- ・ 「行動化への思い」は「偏見や差別をしない」、「知識を深めたい」、「友だちや家族と話し合いたい」、「ほかの人権のイベントにも参加したい」など前向きな姿勢を示したものの95%
- ・ 内容に関しては、「とても良かった」「良かった」の割合 映画：84%、講演：78%

* （公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施

・ 県内企業や団体等への研修講師の派遣（研修回数284件のうち同和問題73件）

振り返りシートでの『今日の研修で、今後のあなたの生活や仕事にいかせることができましたか？』については、「けっこうあった」「まあまああった」が90%（前回93%）でした。

2 女 性

女性と男性が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野にともに参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組や女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組などを実施しました（取組数：38件）。

* ソーレでの講演や講座等の実施、団体や市町村の取組支援等による啓発

・ 男女共同参画推進月間講演会（参加者数：229人）、出前講座&ウェルカムセミナー 51回（参加者数：のべ3,671人）等

県立大学教員の協力により、講演会・講座への学生の参加が多くあり、若い世代への啓発ができました。

* ワークライフバランス推進企業認証事業

- ・ 新規認証に係る訪問実績：329 社
- ・ 平成 30 年度末時点 認証企業数：219 社

平成 30 年度の新規認証に係る訪問目標（300 社程度）は達成し、認証制度やワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を進めることはできましたが、認証企業数では平成 30 年度末の目標（300 社）には届きませんでした。

* 女性相談支援センター及びソーレ等の相談機関の相談機能の充実

- ・ 所内研修（のべ 79 名参加）、スキルアップ研修（のべ 101 人参加）
- ・ 専門研修（県外）（のべ 7 人参加）

研修会への参加等により相談員の資質向上を図るなどして、DV等の相談体制を充実させ、相談への対応、被害者の保護や自立への支援等を実施しました。

* DV被害者支援関係機関との連携強化

- ・ 福祉保健所、警察、市町村、ソーレ等 62 機関（76 人参加）によるブロック別関係機関連絡会議
- ・ DV対策連携支援ネットワーク会議（27 機関、55 人参加；民間支援団体含む）

関係機関との情報共有や連携強化を行うことで、DV被害者への支援体制を充実を図っています。

3 子ども

子どもの人権や個性を尊重した教育、また、子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進するとともに、いじめ、不登校、体罰根絶に向けて取り組みました。

また、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や児童虐待の防止対策等の取組を実施しました（取組数：52 件）。

* 親育ち支援啓発事業

- ・ 良好な親子関係や子どもへのかかわり方について理解を深めるための保護者研修（参加者数：のべ 3,186 人）
- ・ 親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるための保育者研修（参加者数：のべ 768 人）等

保護者研修を実施した園では、保護者と研修内容を共有したことにより、支援に取り組みやすくなったといったという意見がありました。（「子どもへのかかわりが大切だと思う」と回答した割合：99.5%、「今後の子育てに活かしていきたい」と回答した割合：99.2%）

また、保育者研修は、親育ち支援の必要性についての理解を深めることができ、園における保護者支援につながってきています。（「今日の研修で学びや気づきがあった」と回答した割合：98.1%）

*** 教育相談体制の充実**

- ・ スクールカウンセラー等の配置：小学校 190 校、中学校 105 校、義務教育学校 2 校、高等学校 37 校、特別支援学校 14 校、アウトリーチ型 8 市
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置：33 市町村、県立学校 21 校

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充により、課題を抱えた子どもたちへの支援の充実とともに、教職員への校内研修会等の実施により、教職員個々の対応力の向上を図ることができました。

*** 心の教育センター相談事業・24 時間電話相談事業**

- ・ 来所・出張教育相談（受理件数 465 件）、電話相談（1,223 件）、メール相談（63 件）

心の教育センターでは、相談事業を実施しており、特に、緊急事案に対して、迅速かつ適切に対応するために、民間委託事業者とともに休日・夜間も含めた 24 時間体制で電話相談に対応しています。

また、電話相談カードやチラシ等の配布といった広報活動やスクールカウンセラー、スクールカウンセラースーパーバイザー等の常駐配置により教育相談体制が充実してきたことが周知され、相談の受理件数が増加しています。

*** 児童相談所職員の専門性確保と向上・市町村の児童家庭相談窓口強化への支援**

- ・ 児童相談所職員の専門性を確保するための機能強化アドバイザー等外部専門家の招へい（年間 24 回）、弁護士による法的対応の代行（6 件）と相談（189 回）
- ・ 市町村の児童相談窓口職員の専門性の向上のための職種別、経験年数別研修 9 回（受講者数のべ 375 人）

虐待通告を受けたすべてのケースについて、48 時間以内の安全確認の実施等「児童虐待対応の判断と実施手順」に沿った迅速かつ適切な対応が定着してきたことや、法的対応が必要なケースに対して弁護士を活用しながら適切に対応するなど効果をあげています。

- * 児童虐待に関する校内研修・体系的な教職員研修
 - ・ 県内の公立学校での児童虐待に関する校内研修（実施率：小学校 92.2%、中学校 86.9%、高校 67.6%、特別支援学校 71.4%）

教職員が児童虐待について正しく認識し対応できるよう、全ての学校で実施する必要があります。

4 高齢者

高齢者が、安全安心に健康で生きがいを持って生活していけるよう、高齢者に対する理解を深める教育・啓発や高齢者の人権擁護、権利擁護に関する取組などを実施しました（取組数：35件）。

- * キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成等
 - ・ 住民を対象とした認知症サポーター養成講座の実施（開催：221回、受講者数：6,232人）（市町村実施分を含む）

受講者数は平成31年3月末で57,952名と、サポーターの養成は進んでいます。若年層の参加が少ない傾向にあり、さらなる取組が必要です。
 - ・ 認知症コールセンターへの相談（相談件数447件）

コールセンターの利用について広報を行った結果、相談件数は増加しました。
- * 権利擁護研修会等の実施
 - ・ 養介護施設従事者（職種別）等を対象にした高齢者虐待防止・権利擁護研修会（参加者数：412人）
 - ・ 市町村の困難事例への専門家チームの派遣（7件）
 - ・ 市町村・地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止研修（参加者数：56人）
 - ・ 圏域別の権利擁護担当者意見交換会（参加者数：282人）
 - ・ 高齢者総合相談窓口の設置（相談件数：一般相談640件、専門相談34件）

市町村の困難事例に専門家チームを派遣したことで、専門家の視点からアドバイスができました。また、権利擁護担当者意見交換会では、市町村と家庭裁判所や弁護士会等と情報共有を図ることができました。
- * 福祉サービスの利用支援
 - ・ 日常生活自立支援事業利用者数：665人
 - ・ 日常生活自立支援事業契約締結数：113人

高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」（実施主体：市町

村社会福祉協議会) に対する県の補助事業で、認知症高齢者や知的障害者などの判断能力が十分でない方が在宅で自立した生活を送ることができるよう福祉サービス利用の申し込みや、日常的な金銭管理などの必要な支援を行っています。こうした支援を必要とする方が増加する中、住民に身近な市町村の社会福祉協議会が相談窓口となり支援が必要な方にサービスをつなげました。

5 障害者

障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でともに生活し活動できるよう、障害や障害のある人について正しく理解する取組や、障害のある人の社会参加の推進や雇用の促進などの取組を実施しました（取組数：43件）。

* 居住地校交流実践充実事業

- ・ 特別支援学校の実施校：10校

実施児童生徒数：104人

特別支援学校の児童生徒が、居住地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として主体的に豊かな生活を送ることができるようにするために居住する地域の小中学校と交流や共同学習などを行う取組です。

自然な流れの中で地域の小中学校の授業に入っていくことができるようになったり、特別支援学校の児童生徒が自ら友達に声をかけることができるようになるなどの効果が見られます。

平成30年度は、新たに実施する市町村がなかったため、事業を知ってもらうため、市町村に取組のリーフレットを配布しました。また、交流の実践事例を県のホームページで紹介し、保護者や地域住民にもこの事業への理解と関心をもってもらうよう努めました。

* 進路保障の充実（就職アドバイザーの配置）

- ・ 県立特別支援学校就職希望者の達成率（知的障害のみ）

: 91.4%（H29：87.1%）

就職アドバイザーによる職場開拓活動は、特別支援学校と高等学校の就職アドバイザーの間で情報共有することで、企業の開拓が進み、新たな訪問先195社を加えた856社を訪問し、企業との連携を強化しています。

また、9校で「早朝からのキャリアガイダンス」（進路面接、就労に必要なコミュニケーション、マナー講座、進路移行支援会議等）を実施しました。この内容を分析し、児童生徒の実態にあっているか、保護者の意識向上につながっているか、各学校の状況を把握した上で、助言を行っています。

す。

* 「障害者週間の集い」「障害者作品展」の開催

- ・「障害者週間の集い」では、「じんけんふれあいフェスタ」の会場（来場者約 8,000 人）で作文・ポスター受賞作品（応募数 144 作品）の表彰、展示や介助犬とのふれあいや介助体験を実施しました。
- ・「障害者作品展」では、25 団体が参加し、5,799 点の展示や作品の販売を通じ、広く県民に障害者への理解を深めてもらうとともに障害者の社会参加促進を図ることができました。

イベントを通じて、障害のある人とない人が交流することでノーマライゼーション※の理念を普及啓発する機会となっており、今後もより多くの県民に周知していく必要があります。

※ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方

* 「ひとにやさしいまちづくり事業」の実施、「こうちあったかパーキング（障害者等用駐車場利用証交付制度）」の推進、「タウンモビリティ推進制度」の実施、「ヘルプマーク」の普及

（『ヘルプマーク』の普及」は平成 30 年度からの取組）

- ・「ひとにやさしいまちづくり事業」では、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や建物等のバリアフリー化を進めました。
- ・「こうちあったかパーキング」利用証交付数（累計 16,388 人：対前年 2,167 人増）
- ・タウンモビリティステーションへの来訪者数（917 人）
- ・「ヘルプマーク」の配布数（2,340 個）

こうちあったかパーキングは、制度の周知により交付者数が増加しましたが、引き続き広報誌やテレビ・ラジオ等を通じた普及啓発を継続する必要があります。

タウンモビリティステーションでは、車いす、シルバーカー、ベビーカーの貸し出しや付き添いのボランティアを行うことで障害のある方が中心商店街に出かけ、人と触れあうことで生きがいにつながる場となり、県民のバリアフリーの普及啓発にもつながっています。

また、義足や人工関節の使用者や内部障害、知的障害などの援助や配慮を必要としていることが、外見ではわからない方々が周りに配慮が必要なることを知らせることで援助を受けやすくする「ヘルプマーク」の配布を 7 月から開始しました。対象者への配布は進みましたが、さらに普及啓発活動を行う必要があります。

* 「障害者就労支援対策事業」の実施

- ・法定雇用達成率 59.7%（全国 5 位）

- ・ 障害者雇用を進めるための企業訪問（322社）
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」（5か所）への登録者数（1,431人）
- ・ 「在宅就業支援体制構築モデル事業」（2事業者で実施）

意欲と能力がありながら一般就職などが困難である在宅障害者や、就労継続支援B型事業所の通所利用者に対し、ICTを利用した就労支援体制を構築するモデル事業を実施し、9人の通所利用者が参加しました。

このほか、「就労障害者交流拠点」1か所、「お仕事体験拠点」3か所、「清掃技術習得訓練拠点」1か所で障害のある人の就労支援が実施されています。

*** 「障害者職業訓練」の実施**

- ・ 知識・技能習得訓練コース（受講者数：18人中2人就職）
- ・ 実践能力習得訓練コース（受講者数：12人中11人就職）
- ・ 若者就労準備訓練コース（受講者数：4人中0人就職）

就職結果は、実際に仕事を担当させ、やさしい仕事からより難しい仕事へと段階を踏んで体験させる「実践能力習得訓練コース」の就職率が高い結果となっていますが、その他のコースも障害者の知識や技能の向上につながっています。

*** 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進**

- ・ 高知県高齢者・障害者権利擁護センターでの相談対応：相談件数 60件
- ・ 利用者による虐待の通報受付
- ・ 高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修（4回開催）：受講者 200人
- ・ 施設の監査等の実施（2施設で実施）

「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）では、障害者への虐待を早期発見、防止するために虐待に気づいた人は通報する義務が定められています。「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」や市町村の相談窓口で相談対応するとともに、市町村や関係機関の担当者を対象とする研修を実施し、障害のある人の権利擁護への認識を高めることができました。

6-I エイズ患者・HIV感染者等

エイズ患者・HIV感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域とともに生活できるよう、関係機関等と連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発などを実施しました（取組数：31件）。

* HIV検査・相談の啓発活動の強化

- ・各福祉保健所での年間検査件数：58件、相談件数58件
- ・HIV検査普及週間における時間外検査件数：0件、相談件数1件
- ・「世界エイズデー」に合わせた啓発活動（11月12日～12月16日）
：検査件数：17件、相談件数9件

HIV検査普及週間（6月1日～6月7日）や「世界エイズデー」（12月1日）にあわせた相談、検査の呼びかけ及びじんけんふれあいフェスタ（12月9日 来場者約8,000人）での啓発冊子（250部）の配布行いました。

医療機関から届出のあるHIV感染者は、ここ数年増えていることから、時間外検査などの取組をさらに啓発する必要があります。

また、HIVの啓発活動は、HIVに対して関心を持ち、HIVに感染しながら日常生活を送っている人に対して支持的な環境をつくるために必要です。

* エイズ拠点病院と連携した取組

- ・拠点病院等職員を対象とした研修会（参加者数：37人）
- ・拠点病院等との連絡会（参加者数：44人）
- ・診療連携体制の構築（歯科診療、緩和ケア、療養型病床、透析、訪問看護）

協力医療機関の整備：歯科24施設（受け入れ2件）

HIV陽性患者の受け入れ：訪問看護2施設

拠点病院等の関係職員を対象とした研修会や連絡会を開催することで、カウンセラー制度を利用するなど、拠点病院間で連携する事例が増えました。また、診療連携の協力医療機関の整備が進むことにより患者の受け入れが実施できています。

6-Ⅱ ハンセン病元患者等

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できるよう、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を実施するとともに、ハンセン病元患者等への支援を実施しました（取組数：30件）。

* ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

- ・県庁正面玄関ロビーでのパネル展の開催（8月8日～8月14日）
- ・「じんけんふれあいフェスタ」（12月9日来場者約8,000人）での啓発冊子の配布（250部）

パネル展やイベントを利用した正しい知識の啓発活動を行いました。引

き続き、ハンセン病問題が人権問題であることを啓発する必要があります。

* 中高生による療養所訪問の実施・ハンセン病元患者の里帰り事業の実施

・ 中高生による療養所訪問（参加校数：6校・参加者数：27人）

・ 元患者の里帰り（4人）

中高生による療養所訪問は、前年度より参加者が減少しましたが、この問題を次世代に引き継ぐためにも、多くの学校から参加してもらえよう、事業を周知する必要があります。

7 外国人

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人が安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会とするため、外国人との交流や異文化に対する相互理解のための教育・啓発などを実施しました（取組数：31件）。

* 異文化理解講座・異文化出前講座・国際交流員の派遣

・ 異文化理解講座（4市町11回、参加者数：232人）

・ 異文化出前講座（4市町5回、参加者数：387人）

・ 国際交流員の派遣（189件）については、目標の183回を上回りました。

異文化理解講座及び異文化出前講座を合わせた参加者数は、前年度より55人減少しましたが、高知市以外での開催を増やすことで、広く県民の異文化への理解を深める機会を提供することができました。

* 国際ふれあい広場・親子で学ぶ国際理解講座の開催

・ 国際ふれあい広場 in こうち（10月21日にひろめ市場等8,000人来場）

国際ふれあい広場 in こうちでは、民間友好交流団体や大学などが参加し、高知県の友好姉妹都市の紹介や参加団体の活動紹介、国際協力に関する相談・情報提供のほか、食のコーナーやステージでの民族舞踊などを実施し、多くの県民が異文化への理解を深めることができました。

・ 親子で学ぶ国際理解講座（3回、参加者数：92人）

親子で学ぶ国際理解講座では、高知県国際交流員、在住外国人、南米研修員による各国の料理教室が開催され、子どもたちが国際的な関心を持ち多文化共生への理解や知識等を習得する機会となりました。

* 日本語講座と生活相談の実施

・ 日本語講座（5講座・受講者数：83人）

・ 生活相談への対応（件数：31件）

国際交流協会

が開催する日本語講座は受講者数が、前年度より20人増加しています。日本語講座は、数少ない日本語学習の機会となるため、在住外国人の言葉の問題を解決する手段として効果的であり、また、働きながら受講できるよう初級3講座を夜間に開講しています。

また、増加する在住外国人に対応するため、地域における日本語教室の開設に市町村と連携して取り組み、2月には土佐市にボランティア団体による日本語教室を開設しました。

生活相談は、本県に在住する外国人数が全国で最少人数であり、また、外国語による相談が必要な外国人数はさらに少ないため、相談件数は多くはありませんが、国際交流協会や他団体の事業を利用・紹介することで、悩みの解決につながっています。

8 犯罪被害者等

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を実施するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に取り組みました（取組数：33件）。

* 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ・ 中学校5校、高等学校7校（参加者数：1,629人）

小中県立学校人権教育主任協議会や研修会において「命の大切さを学ぶ教室」の実施の呼びかけを行い、こうち被害者支援センターと協働することにより、目標（5校での開催）を上回る12校で開催し、参加者数も前年度より671人増加しました。

開催校から寄せられた感想文が警察庁主催の「全国作文コンクール」中学生の部、高校生部の部において、警察庁犯罪被害者支援室長賞を受賞しました。

* 犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催

- ・ 被害者遺族による講演会（1回、参加者数：140人）
- ・ 犯罪被害者による講演会（2回、参加者数：140人）

新聞やホームページ等各種広報媒体を利用した結果、警察職員及び関係機関職員だけでなく多くの県民の参加を得ることができ、犯罪被害者等の置かれている状況、名誉や生活の平穩への配慮の重要性について啓発することができました。

* 市町村での「総合的な対応窓口」の開設等

- ・市町村担当窓口の職員を対象とした研修会（４ブロック参加者数：34人）
 犯罪被害者等のための「総合的な窓口」となる市町村職員の研修会では、警視庁、内閣府等からの資料や情報を適切に提供するとともに、市町村担当者と情報交換することで、地域の安全に関して各地域の情勢を把握することができました。
- * 「犯罪被害者ホットライン」による相談受理
 - ・相談件数：22件
 相談電話番号の周知（ポスターの掲出、広報カードの配布、県警ホームページの掲載）を図るとともに、被害者へのカウンセリングの実施や関係機関等への引き継ぎなど、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な対応を行いました。

9 インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について、被害者にも加害者にもならないための教育や啓発を実施するとともに、人権侵害のおそれのある書き込みなどへの対応方法等についての周知に取り組みました（取組数：34件）。

- * 学校ネットパトロールの実施
 - ・検索及び監視：小学校・特別支援学校各校：年間4回
 中学校・高等学校各校：年間7回
 （投稿検知件数：合計1,615件）
 ネット上のトラブルが増加傾向にあるため、実施回数を増やし実施しました。
 - リスクレベル「中」については週に1度、「高」についてはただちに、教育委員会と学校に報告を行うことにより、速やかに対応するとともに、注意が必要な事案については、特別対応を行うことで状況把握に役立てることができました。
- * ネットに関する教材作成委員会
 - ・32市町村でいじめ問題等をテーマに児童会・生徒会交流集会を実施（5回）
 - ・「児童会・生徒会援隊」の実践交流と協議
 - ・ネット問題をテーマとしたPTA研修等への講師派遣（14校）
 - ・県警察本部、高知工科大学学生ボランティア、県教育委員会が連携しネットに関する教材を開発するための協議（4回）
 児童会・生徒会が中心となったいじめ問題やネットのルールづくりの

取組が自校の課題の気づきにつながったり、他の学校に波及するなどの効果がありました。

- * インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込み等への対応策の周知
 - ・市町村人権教育・人権啓発担当者連絡協議会の（参加者 63 人）
 - ・人権啓発センターの講師派遣事業で「インターネットによる人権侵害」をテーマにした研修：5 講座（受講者 74 人）

10 災害と人権

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れるよう、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発や人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりに取り組みました（取組数：38 件）。

- * 「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施
 - ・教職員を対象とした「防災教育研修会」の実施（4 回、参加者：551 人）
 - ・避難所運営訓練（HUG）の実施（2 回、参加者 145 人）

防災教育研修会では「命を守りきる力」や「地域の安全に貢献する心」等を学び、自校における防災教育・安全管理の取組を考え、防災教育の推進の方向付けができました。

（自校の教職員で共有し防災教育・防災管理に反映した公立学校の割合 100%）

避難所運営訓練では、高齢者、障害者、妊婦など様々な事情を抱えた被災者が避難してくる状況をシュミレーションすることで、災害時に要援護者となり得る方への配慮や支援の大切さを学ぶことができました。

- * 福祉避難所の指定促進
 - ・福祉避難所指定数（34 市町村 214 施設 前年度より 10 施設増加）
 - ・必要な物資・器材の購入に係る経費を補助する高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金の活用（10 市町村・26 施設）
 - ・運営に関する研修会（5 回）

福祉避難所指定数は着実に増加していますが、大規模災害時に想定される要配慮者数に対しては不足が見込まれるため、更なる指定数増加・機能強化、一般避難所での要配慮者を受け入れるための環境整備が必要です。

また、各福祉避難所において運営訓練マニュアルを活用するなど運営体制の構築も課題です。

* こうち防災備えちよき隊の派遣による防災対策の促進・BPC等策定支援講座の開催等

- ・高齢者福祉施設での事業継続計画策定率：90%（30年度末時点）
- ・こうち防災備えちよき隊派遣

従業員50人以上の高齢者福祉施設（40施設）でBCPを策定していない6施設のうち2施設が策定し、36施設が策定済となりました。策定率100%に向け支援を続けていきます。

* 災害時の心のケア体制の整備

- ・心のケアに関わる市町村職員等を対象とした「災害時の心のケア活動研修会」の開催（参加者数：146人）

受講後のアンケート結果では、こころのケアマニュアルについて「十分理解できた」「理解できた」の割合は94%で、様々な職種の職員が、災害時の心のケアの必要性や重要性を認識するとともに、具体的な活動について習得することができました。

また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動内容も広く周知しました。